

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町東中地区 (東中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

高齢等により農業を続けることが困難となった農地を農事組合法人志方東営農組合(以下「営農」という。)が地域農業の担い手として多くの農地を管理している。
主要作物として水稻、麦を栽培している。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となる中、農業者が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。また、営農の体制を維持していかなければ農地の管理が難しくなる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農地利用について現状維持に努める。
農地管理を続けるために営農の規模を維持する。
主要作物である水稻、麦の生産を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き営農が適切に維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(昭和61年)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな就農を希望する者がいれば、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、営農で対応していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害対策として檻や電気柵の設置を実施。
- ・作付を行わない圃場については、保全に努め、農地の状況を管理していく。